

# 順心広尾学園同窓会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、順心広尾学園同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 親睦のための集会等の開催
2. 会員名簿の管理
3. 母校の教育支援
4. その他必要な事業

## 第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は、次の会員によって組織される。

1. 正会員 順心女子学園、順心広尾学園高等学校の卒業生及び同中学校の卒業生で特に入会を希望した者  
正会員から推薦があり役員会の承認を受けた中途退学者
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同して寄付等をなし役員会において承認を受けた者

## 第3章 役員・委員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 1名
- ・ 常任幹事 2名
- ・ 書記 1名
- ・ 会計 1名
- ・ 会計監査 1名

2. 役員の任期は3年とする、ただし、再任を妨げない。

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ・ 会長 本会を代表し、会務を総括する
- ・ 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる
- ・ 常任幹事 本会の事業の立案遂行にあたる
- ・ 書記 本会の会務を記録する
- ・ 会計 本会の会計事務を総括する
- ・ 会計監査 本会の会計を監査する

(役員の補充)

第 8 条 役員に欠員を生じ業務に支障をきたしたときは、役員会の合議により補充することができる。

2. 補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第 9 条 各期において 3 名以内の年次幹事委員を置くことができる。

2. 年次幹事委員は、原則として在学中の学年総会で選出し、各期会員の掌握および連絡を図る。

## 第 4 章 会 議

(会議)

第 10 条 本会の業務を遂行するため、次の会議を行う。

- ・ 総会
- ・ 役員会

2. 会議の議事は、出席した会議構成員の過半数をもって決する。

(総会)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2. 総会は、原則として 3 年に 1 回、会長がこれを招集する。なお、緊急を要する場合、役員会をもって総会に代えることができる。

3. 総会は、次の事項を協議する。

- ・ 事業および会計に係る事項
- ・ 役員の選出
- ・ 規約の改廃
- ・ その他必要な事項

(役員会)

第 12 条 役員会は、役員をもって構成し、総会付議事項および会務の運営上必要な事項を協議する。

2. 役員会は、会務の運営上必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

## 第 5 章 会 計

(会費)

第 13 条 本会の運営および事業に要する費用は、会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

2. 正会員は、在学中に会費 7,200 円を納入する。

3. 会費に関わる詳細は、細則において定める。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 補 則

(細則)

第 15 条 本会の運営上必要な細則は、役員会がこれを決定することができる。

附則 この規約は、平成 26 年 6 月 22 日より施行する。

## 順心広尾学園同窓会規約実施細則

(規約第 13 条関係その1:会費の納入)

会費は積立金として徴収することとし、積立方法は次のとおりとする。

- ①中学校から入学した場合、高等学校卒業までの 72 カ月に毎月 100 円を積み立てることとする。
- ②高等学校から入学した場合、入学時に 3,600 円、入学から卒業までの 36 カ月に毎月 100 円を積み立てることとする。
- ③その他の途中入学の場合、仮に中学校から入学していたら現在までに積み立てていたであろう金額(①参照)を途中入学時に積立て、その後は高等学校卒業まで毎月 100 円を積み立てることとする。
- ④中学校卒業生または中途退学者が正会員となる場合、中学校卒業前または退学前の最終積立時に不足分を積み立てることとする。
- ⑤現金による納入は、特別な理由により積立てによる納入が間に合わなかった場合に限りこれを認める。

(規約第 13 条関係その2:積立金の返還、会費の免除等)

1. 中学校卒業生または中途退学者が正会員とならない場合、積立金を返還することとする。
2. 特別な理由で会費免除の申請があり、役員会がこれを認めた場合は、会費を免除することとする。
3. 特別な理由で会費延納の申請があり、役員会がこれを認めた場合は、会費を延納できる。
4. 一度正会員となった者が退会する場合、返戻はしない。

(規約第 13 条・第 4 条関係:会費未納による会員資格喪失)

会費の未納が 2 年以上継続する場合、当該会員は会員資格を喪失することとする。ただし、未納が全て解消され、かつ、役員会の承認あるときは、会員資格を回復することができる。